

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

特定乳児等通園支援事業者確認（変更確認）通知書

先に確認の申請のあった乳児等通園支援事業者について、子ども・子育て支援法に基づ
く運営基準を満たした事業者であることを確認しましたので、次のとおり通知します。

事業所の名称				
事業所の所在地 ・連絡先				
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
確認申請日				
確認 日	年 月 日			
設置者の名称				
利 用 定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	人	人	人	人

様式第 3 号（第 4 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

先に確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、次のとおり利用定員を増加
したいので、子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 4 条の
規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称									
事業所の所在地 ・連絡先	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()								
利 用 定 員	変 更 前				→	変 更 後			
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計		0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	人	人	人	人		人	人	人	人
利用定員を増加 しようとする理由									

（添付書類）

- (1) 建物の構造概要および図面（各室の用途および面積等を明示したもの）ならびに
設備の概要を記載した書類
(2) 当該申請に係る事業に従事する者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類

様式第 4 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者名称等確認変更届出書

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項について、
次のとおり変更したいので届け出します。

名 称		
所 在 地 ・連絡先	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()	

■変更事項（利用定員の減少以外の場合）

変更事項（該当するものに○をつけてください。）	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日、職名および住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為および登記事項証明書等
	建物の構造概要および図面（各室の用途を明示したもの）ならびに設備の 概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日および住所
	運営規程
	乳児等支援給付費および特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日および住所
変更内容	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

■変更事項（利用定員の減少の場合）

利 用 定 員	変 更 前				→	変 更 後			
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計		0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	人	人	人	人		人	人	人	人
利用定員を減少し ようとする年月日									
利用定員を減少 しようとする理由									
現に利用している小 学校就学前子どもに 対 する 措 置									

注意事項

- (1) この届出書に、変更に関する書類（定款、登記事項証明書、図面等）およびその他
参考となる資料を添付すること。
(2) 管理者の変更または役員の変更については、誓約書を添付すること。
(3) 利用定員の減少以外の場合については、変更のあった日から起算して 1 0 日以内に
提出すること。
(4) 利用定員の減少の場合については、その利用定員の減少の日の 3 月前までに提出す
ること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 8 条の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事 業 所 の 名 称	(〃 〃)
事業所の所在地・連絡先	草津市 電話番号 ()
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
確 認 年 月 日	年 月 日
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 し よ う と す る 理 由	
現に利用しているこどもに対する措置	

注意事項

この届出書は、辞退しようとする日の 3 月前までに提出すること。

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書

次の特定乳児等通園支援事業者について、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地・連絡先	
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
確 認 日	年 月 日
設置者の名称	
取消（停止）理由	
取消	年 月 日 年 月 日
停止	内 容
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（令和 8 年 3 月 1 6 日 掲 示 済 み）

草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 9 号

草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 2 0 年草津市規則第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》 別記様式第 7 号（第 6 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 8 号～別記様式第 9 号 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》 別記様式第 7 号（第 6 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 8 号～別記様式第 9 号 《省略》

付 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 1－1
様式第 7 号(第 6 条関係)

滋賀県草津市長

後期高齢者医療保険料 督促状

あなたの後期高齢者医療保険料が下記のとおり未納になっておりますので、納付について確認のうえ、
年 月 日までに指定金融機関等に納付して下さい。この督促状の指定納期限までに納付されないときは、地方自治法第 231 条の 3 の規定により滞納処分を受けることになります。また、草津市後期高齢者医療に関する条例第 5 条及び第 6 条の規定により、延滞金及び督促手数料も併せて納付願います。

◎ 未納保険料

被保険者番号									
被保険者氏名									
被保険者住所									
年 度	通 知 書 番 号	期 別	保 険 料	納 期 限					
延 滞 金	円（ 日分） ※ 延滞金は 年 月 日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。 納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますのでご了承ください。			督促手数料					
				指定納期限					

※この督促状は、年 月 日現在で作成しています。
最近納付された方については、行き違いですのでご了承ください。

督促手数料
督促状1通につき 円

延滞金
延滞金は地方自治法ならびに草津市後期高齢者医療に関する条例の規定により計算した金額を本料に計算して納付しなければなりません。

審査請求および取消訴訟
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県の後期高齢者医療審査会〔滋賀県庁内 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話： 〕に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。
この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告(代表者は、草津市長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先
草津市役所 部 課
住所 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 電話：

別添 1－2
様式第 7 号(第 6 条関係)

滋賀県草津市長

後期高齢者医療保険料 督促状

あなたの後期高齢者医療保険料が下記のとおり未納になっておりますので、納付について確認のうえ、
年 月 日までに指定金融機関等に納付して下さい。この督促状の指定納期限までに納付されないときは、地方自治法第 231 条の 3 の規定により滞納処分を受けることになります。また、草津市後期高齢者医療に関する条例第 5 条及び第 6 条の規定により、延滞金及び督促手数料も併せて納付願います。

◎ 未納保険料

被保険者番号									
被保険者氏名									
被保険者住所									
年 度	通 知 書 番 号	期 別	保 険 料	納 期 限					
延 滞 金	円（ 日分） ※ 延滞金は 年 月 日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。 納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますのでご了承ください。			督促手数料					
				指定納期限					

※この督促状は、年 月 日現在で作成しています。
最近納付された方については、行き違いですのでご了承ください。

督促手数料
督促状1通につき100円

延滞金
延滞金は地方自治法ならびに草津市後期高齢者医療に関する条例の規定により計算した金額を本料に計算して納付しなければなりません。

審査請求および取消訴訟
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県の後期高齢者医療審査会〔滋賀県庁内 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話： 〕に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。
この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告(代表者は、草津市長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先
草津市役所 部 課
住所 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 電話：

(令和 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 0 号

草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員等の旅費に関する規則（昭和 5 4 年草津市規則第 2 8 号）を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (定義) <u>第 2 条</u> この規則における用語の意義は、条例の例による。 (附属の島) <u>第 3 条</u> 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める附属の島は、本州、北海道、四国および九州に附属する島とする。 (旅行命令の変更を受けた場合等における旅費等) <u>第 4 条</u> 条例第 3 条第 6 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 条例第 3 条第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。 (2) 条例第 3 条第 1 項および第 2 項（第 1 号および第 5 号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第 1 5 条、第 1 7 条第 1 項および第 2 0 条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡または傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。 2 条例第 3 条第 6 項の規則で定める金額は、条例第 2 4 条第 2 項の規定により旅費を支給する場合	第 1 条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費
(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第 8 条第 1 項各号、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号および第 11 条各号に掲げる各費用について、当該各条および条例第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および渡航雑費については、当該各種目について条例第 6 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 18 条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前 2 号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費等)

第 5 条 条例第 3 条第 7 項の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第 3 条第 7 項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第 1 項第 2 号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災または交通事故その他の当該職員もしくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第 3 条第 7 項の規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

《改正後に新設》

改正後	改正前
(旅行命令簿等の記載事項または記録事項) <u>第6条</u> 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地および旅行期間とする。 2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、職名、氏名、旅費の請求者ならびに概算払および精算払に係る支給年月日および支給額を記載または記録する。 3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、所属団体または所属部局課、住所または居所、役職または官職、氏名、旅費の請求者ならびに概算払および精算払に係る支給年月日および支給額を記載または記録する。 (旅行命令等の変更の申請) <u>第7条</u> 旅行者は、条例第5条第1項または第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。 (鉄道賃) <u>第8条</u> 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの (船賃) <u>第9条</u> 条例第9条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの (航空賃) <u>第10条</u> 航空賃は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により市長が航空機の利用を許可した場合に限り支給する。 2 条例第10条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
(1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの (2) 外国における前号に掲げるものに相当するものの (宿泊費基準額を超える場合の特別な事情) <u>第 11 条</u> 条例第 12 条ただし書の規則で定める場合は、内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。 (1) 主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けられているとき。 (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。 2 条例第 12 条ただし書の規則で定める場合は、外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。 (1) 主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けられているとき。 (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。 (3) 為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。 (宿泊手当の減額等) <u>第 12 条</u> 宿泊手当の額（条例の規定により支給される宿泊費または包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときに限る。）は、当該各号に掲げる額とする。 (1) 朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第 14 条で定める定額の 3 分の 2 の額 (2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第 14 条で定める定額の 3 分の 1 の額 2 旅行者が、旅行中自宅（住所または居所もしくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。 (転居費の算定方法等)	《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>第13条</u> 条例第15条の規則で定める算定方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 (2) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市の経費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。 3 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。 （渡航雑費の細則）	《改正後に新設》
<u>第14条</u> 条例第18条の規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。 (1) 保険料 (2) 医薬品の購入に係る費用 (3) 携行品の購入に係る費用 (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用 (5) 条例第18条に規定する費用に類するまたは付随する費用 (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が定める費用 （退職者等の旅費の細則）	《改正後に新設》
<u>第15条</u> 条例第20条に規定する旅費は、退職等となった職員が退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行または本邦への帰住をする場合に限り支給する。 2 条例第20条の規則で定める範囲は、次に掲げるとおりとする。	《改正後に新設》

改正後	改正前
(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した範囲 (2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した範囲 3 条例第20条の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、前2項の規定による旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。 4 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。 (遺族等の旅費の細則) <u>第16条</u> 条例第21条の規則で定める範囲は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 条例第3条第2項第2号に規定する遺族に対し旅費を支給する場合 職員の遺族の居住地と当該職員の死亡地との間の往復に要する経費 (2) 条例第3条第2項第4号に規定する遺族に対し旅費を支給する場合 職員の遺族の居住地と当該職員の死亡地との間の往復に要する経費 (3) 条例第3条第2項第5号に規定する職員に対し旅費を支給する場合 当該職員の死亡した配偶者または子の居住地から死亡地までの間の往復に要する範囲 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 (給与の種類) <u>第17条</u> 条例第26条第3項に規定する規則で定める給与の種類は、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および管理職員特別勤務手当またはこれらに相当する給与とす	《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
る。 (通勤手当との調整) <u>第18条</u> 旅行者が給与条例第15条に規定する通勤手当またはこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。 (在勤地等以外の地を出発地または到着地とする場合の旅費) <u>第19条</u> 在勤地または旅行地(以下この項において「在勤地等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。 (本邦通過の場合の旅費) <u>第20条</u> 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、または本邦に到着した場合における船賃または航空賃については、外国旅行の規定による。 (年度経過による区分) <u>第21条</u> 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費(家族移動費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して算定する。 《改正前を削る》	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (旅行命令の取り消し等の場合における旅費) <u>第2条</u> 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、

改正後	改正前
《改正前を削る》	船賃、航空賃、車賃または宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。 (旅費喪失の場合における旅費) <u>第3条</u> 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。 (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額 (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額（路程の計算）
《改正前を削る》	<u>第4条</u> 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。 (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程 (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程 2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足るものにより、路程を計算することができる。 (旅費の請求手続)
《改正前を削る》	<u>第5条</u> 旅行日数が2日以上で宿泊を要する旅行については、あらかじめ旅行計画書（別記様式）により旅行の命令について職務権限を有する者に報告しなければならない。 2 条例第12条第1項に規定する請求書に添付すべき書類は、別表第1に掲げるところによる。 (内国旅行甲地の範囲) <u>第6条</u> 条例別表備考に規定する「市長が定める地域」は、東京都の特別区の存する地域ならびに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項第1号

改正後	改正前								
《改正前を削る》 《改正前を削る》	から第5号までに規定する地域手当の級地（以下「特定級地」という。）とする。 2 条例別表備考に規定する「市長が定めるもの」は、前項に規定する地域以外の地域で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。 （日当を支給しない地域） <u>第7条</u> 条例第18条第4項に規定する地域は、滋賀県全域とする。 （旅費の調整） <u>第8条</u> 条例第28条に規定する旅費の調整は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>調整基準</th></tr> <tr> <td>(1) 市の経費以外の経費から旅費の全部または一部が支給される場合</td><td>正規の旅費額からその支給される旅費相当額を減額して支給する。</td></tr> <tr> <td>(2) 研修、講習または訓練その他これらに類する目的のための旅行で同一地域に滞在する期間（その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。）もしくは通勤する期間が引き続き30日を超える場合</td><td>滞在または通勤する期間が30日を超え60日以下の場合には、その超える日数について日当および宿泊料の定額の10分の1を、60日を超える場合には、その超える日数について当該定額の10分の2をそれぞれ当該定額から減額して支給する。</td></tr> <tr> <td>(3) 9、8、7級相当職員および6、5、4、3、2、1級相当職員が、市長、副市長、市議会議長、市議会副議長、市議会議員、監査委員および草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）別表中市</td><td>市長等と同額の鉄道賃、船賃および宿泊料を支給する。</td></tr> </table>	区分	調整基準	(1) 市の経費以外の経費から旅費の全部または一部が支給される場合	正規の旅費額からその支給される旅費相当額を減額して支給する。	(2) 研修、講習または訓練その他これらに類する目的のための旅行で同一地域に滞在する期間（その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。）もしくは通勤する期間が引き続き30日を超える場合	滞在または通勤する期間が30日を超え60日以下の場合には、その超える日数について日当および宿泊料の定額の10分の1を、60日を超える場合には、その超える日数について当該定額の10分の2をそれぞれ当該定額から減額して支給する。	(3) 9、8、7級相当職員および6、5、4、3、2、1級相当職員が、市長、副市長、市議会議長、市議会副議長、市議会議員、監査委員および草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）別表中市	市長等と同額の鉄道賃、船賃および宿泊料を支給する。
区分	調整基準								
(1) 市の経費以外の経費から旅費の全部または一部が支給される場合	正規の旅費額からその支給される旅費相当額を減額して支給する。								
(2) 研修、講習または訓練その他これらに類する目的のための旅行で同一地域に滞在する期間（その地域に到着した日の翌日からその地域を出発する日の前日までの間をいう。）もしくは通勤する期間が引き続き30日を超える場合	滞在または通勤する期間が30日を超え60日以下の場合には、その超える日数について日当および宿泊料の定額の10分の1を、60日を超える場合には、その超える日数について当該定額の10分の2をそれぞれ当該定額から減額して支給する。								
(3) 9、8、7級相当職員および6、5、4、3、2、1級相当職員が、市長、副市長、市議会議長、市議会副議長、市議会議員、監査委員および草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）別表中市	市長等と同額の鉄道賃、船賃および宿泊料を支給する。								

改正後	改正前												
	<table><tr><td>長等の旅費の相当額の旅費の額を受ける委員等の旅行用務を補佐するため、特に随行を命じられた場合</td><td></td></tr><tr><td>(4) 災害地その他の特殊地域に宿泊を余儀なくされ、または出張地における宿泊施設を指定されたため条例別表に定める宿泊料では明らかに宿泊の実費に不足すると認められる場合</td><td>宿泊料として現に要した宿泊の実費額を支給する。</td></tr></table>	長等の旅費の相当額の旅費の額を受ける委員等の旅行用務を補佐するため、特に随行を命じられた場合		(4) 災害地その他の特殊地域に宿泊を余儀なくされ、または出張地における宿泊施設を指定されたため条例別表に定める宿泊料では明らかに宿泊の実費に不足すると認められる場合	宿泊料として現に要した宿泊の実費額を支給する。								
長等の旅費の相当額の旅費の額を受ける委員等の旅行用務を補佐するため、特に随行を命じられた場合													
(4) 災害地その他の特殊地域に宿泊を余儀なくされ、または出張地における宿泊施設を指定されたため条例別表に定める宿泊料では明らかに宿泊の実費に不足すると認められる場合	宿泊料として現に要した宿泊の実費額を支給する。												
	2 前項に定めるもののほか、任命権者が特別の事情によりまたは当該旅行の性質上必要と認めるときは、旅費の全部もしくは一部を減額し、または実費相当額まで増額して支給することができる。 別表（第5条第2項関係） <table><tr><th>区分</th><th>添付書類</th></tr><tr><td>(1) 条例第3条第5項に規定する旅費</td><td>払いもどしの手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかったことを証明するに足る書類</td></tr><tr><td>(2) 条例第7条ただし書に規定する旅費</td><td rowspan="3">公務上の必要または天災その他やむを得なかつた事情を証明する書類</td></tr><tr><td>(3) 条例第17条第1項ただし書に規定する旅費</td></tr><tr><td>(4) 条例第18条第2項に規定する日当</td></tr><tr><td>(5) 条例第19条第2項に規定する宿泊料</td><td></td></tr><tr><td>(6) 条例第16条に規定する航空賃</td><td>その支払を証明するに足る書類</td></tr></table>	区分	添付書類	(1) 条例第3条第5項に規定する旅費	払いもどしの手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかったことを証明するに足る書類	(2) 条例第7条ただし書に規定する旅費	公務上の必要または天災その他やむを得なかつた事情を証明する書類	(3) 条例第17条第1項ただし書に規定する旅費	(4) 条例第18条第2項に規定する日当	(5) 条例第19条第2項に規定する宿泊料		(6) 条例第16条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類
区分	添付書類												
(1) 条例第3条第5項に規定する旅費	払いもどしの手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかったことを証明するに足る書類												
(2) 条例第7条ただし書に規定する旅費	公務上の必要または天災その他やむを得なかつた事情を証明する書類												
(3) 条例第17条第1項ただし書に規定する旅費													
(4) 条例第18条第2項に規定する日当													
(5) 条例第19条第2項に規定する宿泊料													
(6) 条例第16条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類												
《改正前を削る》	別記様式（第5条第1項関係） （別添1のとおり）												
《改正前を削る》													

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別記様式(第5条第1項関係)

記 号

旅 行 命 令 兼 旅 行 計 画 書

決 裁		教 育 長		決 裁 年 月 日	
市長	副市長			起案 年 月 日	
				起案 課 係	
主 管	部 長	副部長	課 長	係 長	担当 所 属 員
職 員 課	課 長	係 長	担 当	所 属 員	会 計 課
年度					会 計
支 出 科 目 款		項		目	節 旅 費
出 発 年 月 日	出張先				
帰 庁 年 月 日					
予 定 日 数	日間	用件			
公 用 車 使 用	有・片・無				
級 職 氏 名					計 人
月 日	利 用 交 通 機 関 名				
月 日	草津				
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
配 当 残 額		円	概 算		
予 算 残 額		円	旅 費	円	

(令和 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 1 号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則（昭和 5 8 年草津市規則第 3 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）			第 1 条～第 6 条 《省略》 別表（第 2 条関係）		
健康診査の 種類	実施方法	1 件についての 受診料の額	健康診査の 種類	実施方法	1 件についての 受診料の額
メタボ予防 健康診査	医療機関個別方 式	<u>2, 1 0 0 円</u>	メタボ予防 健康診査	医療機関個別方 式	<u>1, 9 0 0 円</u>
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
《現行どお り》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
肺がん・結 核検診	《現行どおり》	《現行どおり》	肺がん・結 核検診	《省略》	《省略》
	《改正前を削る 》	《改正前を削る 》		医療機関個別方 式（ <u>喀痰検査</u> ）	<u>8 0 0 円</u>
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》
	《改正前を削る 》	《改正前を削る 》		集団検診方式 （ <u>喀痰検査</u> ）	<u>3 0 0 円</u>
大腸がん検 診	《現行どおり》	《現行どおり》	大腸がん検 診	《省略》	《省略》
	集団検診方式	<u>4 0 0 円</u>		集団検診方式	<u>3 0 0 円</u>
胃がん検診	《現行どおり》	《現行どおり》	胃がん検診	《省略》	《省略》
	集団検診方式 （胃部エックス 線検査）	<u>1, 8 0 0 円</u>		集団検診方式 （胃部エックス 線検査）	<u>1, 7 0 0 円</u>
《現行どお り》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
備考 この表に掲げる健康診査は、草津市健康診査等実施要綱（平成 8 年草津市告示第 6 6 号） <u>および草津市節目歯科健康診査実施要綱（平成 1 5 年草津市告示第 1 0 8 号）</u> に基づき実施する健康診査とする。			備考 この表に掲げる健康診査は、草津市健康診査等実施要綱（平成 8 年草津市告示第 6 6 号） 草津市節目歯科健康診査実施要綱（平成 1 5 年草津市告示第 1 0 8 号） <u>および草津市妊婦歯科健康診査実施要綱（平成 2 2 年草津市告示第 1 4 2 号）</u> に基づき実施する健康診査とする。		
別記様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係） （別添 1－1 のとおり）			別記様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり）		
別記様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係） （別添 2－1 のとおり）			別記様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係） （別添 2－2 のとおり）		

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市健康診査受診料徴収規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。